

おわびと訂正

市報7月15日号13ページの「心の相談」で、問い合わせ先の電話番号を「22-2289」と記載しておりましたが、正しくは「37-1522」の誤りです。おわびして訂正します。



児童扶養手当などの 現況届は期限内に

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している人で、八月以降の手当を引き続き受給する人は、現況届を出してください。

■児童扶養手当

支給対象 次の児童を養育している人
▽父母が離婚
▽父が死亡または生死不明
▽父に重度の障害
▽未婚で出生
▽父に引き続き1年以上遺棄されている など

※ただし、平成15年4月1日現在で支給要件に該当してから5年が経過している人、年金を受給している人、児童が年金の加算の対象となっていない人などは該当しません。

受付期間 8月2日(月)～

31日(火)

提出先 児童家庭課(本庁舎)

☎20-3179)

■特別児童扶養手当

支給対象 20歳未満の身体障害児(身体障害者手帳1～3級程度)、または知的障害児(中程度以上の障害)を養育している人

受付期間 8月11日(水)～

9月10日(金)

提出先 生活福祉課(本庁舎)

☎20-3181)

難聴高齢者向け 電話機購入費の助成

対象電話機 骨伝導式電話機
対象者 65歳以上で鼓膜による聴き取りが不可能または不明瞭な所得税非課税世帯の人
助成額 1台あたり2万5千円まで

必要なもの
▽領収書の原本
▽製造業者名、購入機種が分かるもの

▽印鑑

▽振込先(本人名義の口座で郵便局は除く)

※電話機の試聴もできます。

問い合わせ先

▽高齢社会課

(☎20-3173) ▽各中学校

区の在宅介護支援センター

統計調査にご協力を



国民の生活を所得・消費・資産の三つの側面から総合的に把握するために、平成十六年全国消費実態調査が実施されます。調査の結果は、福祉行政、消費者行政などに役立てられます。

七月下旬から調査員が次の一部のご家庭に伺いますので、ご協力をお願いいたします。

対象地域

二階町三丁目・四丁目、元魚町二丁目・三丁目、上町、新品治町、寿町、丸山町、南吉方二丁目、覚寺、浜坂東一丁目、浜坂三丁目、面影一丁目、雲山、吉成、湖山町北二丁目、賀露町南四丁目・六丁目、若葉台南六丁目、若葉台北三丁目、東大路、中大路、円通寺、越路、中村、有富、上原

問い合わせ先 総務課(☎20-3156)

ごみの出し方



虎の巻

第十巻

「識別マーク」とは、その容器が何でできているかを分かりやすくするために作られたマーク。参考にして分別すべし。

	飲料・酒・しょうゆ用のペットボトルについているなり。中身を洗って「ペットボトル」に出すべし。
	プラスチック製の容器についているなり。汚れを落としてから「プラスチックごみ」に出すべし。ただし、白色食品トレイは「食品トレイ」に出すべし。
	右からそれぞれアルミ缶・スチール缶についているなり。中身を洗って「資源ごみ」に出すべし。
	右からそれぞれ段ボール製容器包装、飲料・酒類用紙パックについているなり。「古紙類」に出すべし。

※収集日については市報3月15日号を見るべし。

問い合わせ先

生活環境課(☎20-3217)